

事案の概要及び群馬県における対応の経緯について

1 事案の概要

平成24年5月17日(木)頃から20日(日)頃までの間、利根川水系から水道水を取水している各都県(群馬県、埼玉県、千葉県、東京都)の複数の浄水場において、塩素処理後の浄水から濃度の高いホルムアルデヒドが検出される事態が頻発。一部は水道水質基準(0.08mg/l以下)を超過し、水道水の供給停止・広範囲にわたる断水が千葉県等において発生し、市民生活に大きな影響を与えた。

今回検出されたホルムアルデヒドは浄水処理過程の塩素添加により副生成物として発生していると推定され、河川水中に含まれるその前駆物質については不明であったが、5月25日に厚生労働省から「ヘキサメチレンテトラミン」が原因となる前駆物質であるとの報道発表がなされた。

群馬県、埼玉県及び高崎市等においては、原因調査と新たな利水障害の発生に備えるため、5月20日から6月7日(木)にかけて、関連する物質を取り扱う工場・事業場への緊急立入調査、廃棄物処理法に基づく報告徴収及び河川の緊急定期モニタリング調査(利根川流域9地点(群馬県側)、6地点(埼玉県側)で毎日採水・分析・結果公表)を継続して実施した。

6月7日に、両県及び市において調査結果を公表した。

埼玉県に所在する事業者がヘキサメチレンテトラミンを高濃度に含む産業廃棄物を排出し、これを高崎市の処理業者が受託して中和処理を行い、原因物質を含む排水を利根川支川の烏川に排出したことが原因であると推認される。

2 群馬県における対応

- (1) 河川5地点(5/23からは9地点)で定期モニタリングを実施。(5/20~6/7)
- (2) ヘキサメチレンテトラミン取扱い事業所(3ヶ所)に立入調査。(5/19、5/25)
- (3) アミン系物質の取扱い事業所(16ヶ所)への立入調査。(5/21~5/24)
- (4) 高崎市内の産業廃棄物処理業者に立入調査。(5/28、5/31)

立入調査については全て事業所所在市町と合同で実施。

3 対応の経緯

別紙を参照。

群馬県における対応の経緯（5/17～6/7）:

・ 5/17(木)

埼玉県企業局から県企業局に、行田浄水場でホルムアルデヒドが基準値以下ではあるが通常より高い濃度で検出された旨の情報提供あり。

・ 5/18(金)

環境保全課に対し、埼玉県水環境課からホルム検出について情報提供あり。東部地域水道が、原水（塩素処理後）で基準値を超過したため、取水停止。

・ 5/19(土)

埼玉県水環境課から環境保全課に、烏川上流の水質調査依頼あり。
県・高崎市合同で、烏川流域7点河川水と工場排水（1事業所）を採水。
東部地域水道が取水再開。

・ 5/20(日)

河川7地点・工場排水(1事業所)の検査結果(異状なし)及び県内河川の定点監視体制(5地点)の整備について発表。
県内河川の定点観測を開始。
埼玉県行田浄水場取水口で、基準値以下であるがホルムアルデヒド濃度が再び上昇。

・ 5/21(月)・23(水)～24(木)

P R T R法に基づきアミン系物質を届け出ている事業所16事業所に対し、所在市町と合同で実地調査。特に異状は認められなかった。

・ 5/23(水)

河川定点観測4地点を追加。(合計9地点)

・ 5/24(木)

環境省・厚生労働省が、原因物質としてヘキサメチレンテトラミン(以下「HMT」という。)が推定される旨を発表。

・ 5/25 (金)

上記16事業所のうち、P R T R法によりH M Tを届け出ている3事業所に対し、所在市町と合同で詳細調査を実施。当該物質の管理は適切に行われていることが確認された。

埼玉県が、D O W Aハイテック(株)がH M Tを高濃度含む廃液を、高崎市内の産業廃棄物処理業者に処理委託している旨を発表。

高崎市が同市内の産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物処理法第18条に基づく報告を求める。(5/29受領)

・ 5/28 (月)・ 31 (木)

群馬県・高崎市合同で、高崎市内の産業廃棄物処理業者に立入調査。

・ 6/1 (金)

群馬県・高崎市合同で、H M Tを含む産業廃棄物の処理に係る調査の経過(廃液の処理形態・時期、契約状況等の事実関係)を発表。(埼玉県同時発表)

・ 6/7 (木)

埼玉県の実証試験、H M Tの取水口までの推定流達時間、浄水場でのホルム検出状況から、D O W Aハイテック(株)が高崎市内の産業廃棄物処理業者に委託した、H M Tを含む廃液の処理が本事案の原因である可能性が高い旨の調査結果を、群馬県・高崎市合同で発表。(埼玉県同時発表)

河川定点観測を終了。